

定 款

株式会社 サイゼリヤ  
(2025年11月26日改正)

# 定 款

## 第 1 章 総 则

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社サイゼリヤと称し、英文では、  
S A I Z E R I Y A C O., L T D. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. 食料品の製造及び販売
3. 化学調味料、清涼飲料水等飲料の製造
4. 食料品、調味料、清涼飲料水等飲料、酒類の輸入及び販売
5. たばこの販売
6. 飲食店業に対する技術援助及び経営指導
7. 店舗設備及び飲食店用什器備品の賃貸、売買、輸入
8. ドライブインの経営
9. 建築物の清掃業ならびに店舗設備及び工場設備の保守管理、修理
10. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理
11. 一般貨物自動車運送業
12. 宿泊施設、スポーツ施設遊戯場の企画、運営、管理、経営
13. 林業ならびに蔬菜類の生産、加工、販売
14. 漁業ならびに水産物の輸出入及び加工、販売
15. 上記に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を 埼玉県吉川市 に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、73,208,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取り扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年11月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

### (招集者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### (議事録)

第18条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役の員数及び選任方法)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、15名以内とし、株主総会の決議により選任する。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とし、株主総会の決議により選任する。
- ③ 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会において選任する。
- ④ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ⑤ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ⑥ 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

### (取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### (取締役会の招集者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた代表取締役が招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

- ② 取締役会を招集するときは、会日から3日前までその通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

② 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(取締役会の決議の省略)

第23条 議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があつたものとみなす。

(役付取締役)

第24条 取締役会はその決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。

(代表取締役)

第25条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、当会社の代表取締役を選定する。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。

② 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(相談役)

第28条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を、その決議をもって選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第33条 監査等委員会を招集するときは、会日から3日前までその通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員の報酬等)

第37条 監査等委員の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 会計監査人

(選任及び任期)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

- ② 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月末日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。
- ③ 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(配当金等の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3カ年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

② 前項の金銭には利息をつけないものとする。